

○名寄地区衛生施設事務組合設計施工一括発注方式実施要綱

〔平成27年3月24日〕
〔訓令第2号〕

改正 平成28年3月31日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、名寄地区衛生施設事務組合が発注する建設工事のうち、特殊な施設について、個々の業者等が有する設計技術施工技術を一括して活用することが適当な工事を対象として、工事の特性に応じ、設計と施工の技術提案を受け、施工方法、経済性、機能、品質等を総合評価する設計施工一括発注方式について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 設計施工一括発注方式を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、高度又は特殊な技術力を要するものであるとともに、建設業者の独自の設計施工技術により、効果的に工事施工ができると認められるもの、並びに建設業者の知識、構想力及び応用力により最も効果的、経済的に工事執行ができると認められるもので、1千万円以上の建設工事とする。ただし、その内容が設計施工一括発注方式に適さないものとして名寄地区衛生施設事務組合競争入札審議委員会（以下「審議委員会」という。）が決定したものを除く。

(対象工事の選定)

第3条 性能発注方式の対象となる工事の選定は、審議委員会が行う。

(発注方式の方法)

第4条 性能発注方式の導入にあたっては、次のいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 同種工事の実績等の審査により選定した競争入札参加者から提出された技術提案書の内容を精査した上で競争入札参加者を決定し、価格競争により落札者を決定する。
- (2) 同種工事の実績等の審査により選定した競争入札参加者から提出された技術提案書と価格提案を一括して総合評価し、最も適切な候補者と随意契約を行う。

(技術提案書提出者の選定)

第5条 審議委員会は、名寄地区衛生施設事務組合資格審査委員会設置要綱（平成25年名寄地区衛生施設事務組合訓令5号）に基づく指名競争入札参加資格の登録を受けている業者のうち、対象工事の規模、内容、性質、目的並びに当該業者の登録時の評価、地域的特性を勘案して、技術提案書及び価格提案書の提出を求める業者を選定するものとする。

(送付資料及びその送付方法)

第6条 技術提案書の提出を求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類（以下「送付書類」という。）を前条により選定した業者に送付するものとする。

- (1) 工事の概要
- (2) 技術資料の作成及び提出に係る事項
- (3) 実施上の留意事項
- (4) その他審議委員会及び事業担当課が必要と認める事項

2 送付資料は郵送により送付する。

(技術提案書の提出内容等)

第7条 技術提案書の内容は、次に掲げるものの中から、対象工事の特性等に応じて審議委員会が選択するものとする。

- (1) 施工実績
- (2) 施工上の実施方針、実施手法及び技術の提案
- (3) 施工計画書
- (4) 概略の図面 (パース等)
- (5) 概算数量計算書
- (6) 提案に係るコンセプト
- (7) 提案に係る実施監理費及び工事費の概算見積書並びにその根拠
- (8) 対象工事施工等に係る維持管理費
- (9) その他審議委員会及び事業担当課が必要と認める事項

(技術提案書の採用)

第8条 対象工事の施工者を設計施工一括発注方式により選定するにあたり、審査は審議委員会が行うものとする。

- 2 審議委員会が必要と認めるときは、学識を有する者を委員として置くことができる。
- 3 審議委員会が必要と認めるときは、関係職員を出席させることができる。
- 4 審議委員会は、提出された技術提案書について、設計案、施工方法、安全性、現実性、経済性及びその他審議委員会が認めた審議事項等の評価に基づき、当該工事について技術的に最適なものを採用し管理者に答申する。
- 5 審議委員会は、必要に応じヒヤリングを実施するものとする。

(競争参加者の決定及び通知)

第9条 管理者は、前条第4項の答申に基づき競争入札参加者を決定し、技術提案書を採用した旨及び競争入札参加者に決定した旨を競争入札参加者決定通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。

(不採用理由の説明)

第10条 管理者は、技術提案書を採用しなかった者に対し、競争入札参加者不採用通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

- 2 競争入札参加者不採用通知書は、第8条第4項の評価により第7条各号に掲げる項目の中から不採用の理由を明記する。
- 3 競争入札参加者不採用通知書を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に書面により、管理者に対して不採用の理由について説明を求められることができる。
- 4 管理者は、不採用の理由について説明を求められたときは、通知した日の翌日から起算して14日以内に審議委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(実施上の留意事項)

第11条 技術提案書を提出する建設業者が、設計、コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。

- 2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、原則として提出者の負担とする。ただし、特別の事情

がある場合はこの限りではない。

- 3 管理者は、提出された技術提案書は提出者に返還しないものとする。
- 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とする。
- 6 第1項から第5項までに掲げる事項については、第6条の規定による送付書類の送付時において明らかにするものとする。

附 則 (平成27年3月24日 訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日 訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合
管理者

競争入札参加者決定通知書

〇〇〇工事設計施工一括発注方式に係る技術提案の内容について、厳正な審査の結果、貴社の提案は仕様書を満たしていることから、競争入札参加者として決定したことをお知らせ致します。

本工事に関心を持ち、技術提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対し、感謝申し上げます。

なお、入札執行の詳細については、後日、総務課より連絡します。

別記様式第2号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

名寄地区衛生施設事務組合
管理者

競争入札参加者不採用通知書

〇〇〇工事設計施工一括発注方式に係る技術提案の内容について、厳正な審査の結果、下記の理由により競争入札参加者として不採用となりましたのでお知らせ致します。

不採用の理由について説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内に書面でその旨を申し出てください。

本工事に関心を持ち、技術提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対し、感謝申し上げます。

記

- ・不採用理由

以 上

